

(別添資料2)

令和6年度京都御苑体験型コンテンツ調査検討業務
に関する企画書等審査基準及び採点表

審査項目		審査基準	配点	採点	備考
1	提案事項	調査実施方針の妥当性	25点	点	
		ニーズ調査における調査方法の妥当性 (様式B)	25点	点	
		実施マニュアルの記載項目の妥当性 (様式B)	25点	点	
		業務実施フローの妥当性 (様式C)	25点	点	
2	実施体制	管理責任者の能力、実績等	15点	点	
		調査従事者の配置、役割分担、能力等	15点	点	
		外部協力者、ネットワーク等の適切性	15点	点	
3	業務実績	過去5年間の類似調査業務の実績	15点	点	
		うち官公庁受注実績	5点	点	
4	見積価格積算 内訳	提案内容等に応じた価格の妥当性	15点	点	
		積算内訳の妥当性	10点	点	
5	組織の環境マ ネジメントシ ステム認証取 得等の状況	事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5点	点	
6	組織のワーク ・ライフ・バラ ンス等の推進 に関する認定 等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○ 女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点	5点	点	

	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 5点 ・くるみん認定(新基準※4) 4点 ・くるみん認定(旧基準※5) 3点 ・トライくるみん認定 1点 <p>※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)</p> <p>※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)</p> <p>○若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点</p>			
	合計	200点	点	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合
・秀	5点		
・優	4点		
・良	3点	×2	×3
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		